

ハード・ソフト取組計画について

平成 31 年 3 月
総合政策局
安心生活政策課

1 制度の趣旨

既存の旅客施設及び車両等の公共交通移動等円滑化基準への適合、情報提供や教育訓練等の努力義務事項についても、公共交通事業者等による計画的実施を担保するため、一定の基準を満たす公共交通事業者等（2参照）に、国土交通大臣が定める目標（3参照）の達成のための計画の作成・提出及び同計画に基づく措置の実施状況の報告を義務付けているもの。

2 作成対象事業者

以下のいずれかの条件を満たす公共交通事業者等を対象とすることで、中小企業者の負担軽減に配慮しつつ、利用者の約9割をカバーすることとする。

- ①平均利用者数^{※1}が3000人以上/日である旅客施設を設置・管理する事業者。
ただし、平均利用者数が3万人以上/日である旅客施設を設置・管理しない中小民間企業者^{※2}を除く。
- ②輸送人員^{※1}が100万人以上/年である事業者。ただし、輸送人員が1000万人未満/年である中小民間企業者^{※2}を除く。
- ③①又は②に該当する者以外の者で、自社及びその属する企業結合集団^{※3}又は事業の被承継人の輸送人員等に鑑み、移動等円滑化を実施する必要性が①又は②に該当する者と同等であると認めて国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長が指定したもの

※1 旅客施設の平均利用者数及び年間輸送人員は、過去3年度の平均値とする。

※2 「中小民間企業者」とは、以下の条件のいずれにも該当する民間事業者を指す。

なお、公営企業及び地方公共団体は「中小民間企業者」には該当しない。

(i) 資本金若しくは出資金が3億円以下又は従業員数が300人以下であること

(ii) (i) 以外の公共交通事業者等（「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式数の当該会社の発行済株式総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資金額の当該会社の出資総額に対する割合が2分の1未満であること。

※3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。

なお、作成義務付け対象でない公共交通事業者等についても、計画的に、移動等円滑化に関する施設及び車両等の整備、旅客支援、情報提供並びに教育訓練を進め

ていくことが望ましい旨を基本方針に明記する。

3 国土交通大臣が定める目標について

国土交通大臣は、告示において、公共交通事業者等が講ずる措置によって、達成すべき目標を定めることとなっている。目標案は以下のとおり。

- ①ハード整備：国及び地方公共団体等の関係者と連携し、移動等円滑化の促進に関する基本方針一2（1）及び（2）に掲げる目標を達成できるように、移動等円滑化を可能な限り実施する。
- ②旅客支援：高齢者、障害者等の利用の実態等を鑑み、これらの者の多様なニーズに応じて、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要な支援を受けられる環境を可能な限り整備する。
- ③情報提供：高齢者、障害者等の利用の実態等を鑑み、これらの者の多様なニーズや施設等の用途に応じて、これらの者に対して、公共交通機関を利用して移動するために必要な情報を可能な限り提供する。
- ④教育訓練：原則として管理職を含む全ての職員に対して、「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」といった法第一条の二で定める基本理念、事業の遂行に当たっての移動等円滑化の必要性、高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性並びに事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況等を理解する取組を可能な限り実施する。さらに、原則として旅客に接する全ての職員に対して、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援を行えるように継続的な教育訓練を行う。

4 公共交通事業者等が取り組むべき措置のメニュー

国土交通大臣は、告示において、公共交通事業者等が取り組むべき措置のメニューを定めることとなっており、その案は別紙のとおり。

5 内容

上記目標を達成するため、各事業者が、下記の事項を記載することとする。

- （1）現状の課題と中期的な対応方針
- （2）上記**3**①～④を達成するための措置の内容
- （3）上記（2）と併せて取り組む措置